

令和 7 年度第 1 期財務監査及び行政監査の結果（令和 7 年 12 月 26 日付け）に対する措置

令和 8 年 7 月 1 日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<u>市川市障がい者基幹相談支援業務委託について</u>（福祉部 障がい者支援課） 市は、障がい者に係る総合的・専門的な相談支援等を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターとして、「基幹相談支援センターえくる大洲ステーション」及び「基幹相談支援センターえくる行徳ステーション」を設置し、事業者と「市川市障がい者基幹相談支援業務委託」の契約を締結していることから、令和 6 年度における当該契約（委託期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。以下「本件委託契約」という。）について、契約内容及び履行確認を調査したところ、次のとおり改善すべき事項が確認された。 本件委託契約の仕様書では、履行確認のための書類として、相談件数や相談内容等を記載事項とする「市川市障がい者基幹相談支援業務月報」（以下「業務月報」という。）が様式化され、事業者から毎月提出されているが、当該業務月報には、基幹相談支援センターの開所日や開所時間、相談員の配置人数等の実績は記載事項とはされていない。 しかしながら、委託契約においては、仕様書どおりに業務が履行されたか否かを確認することが必須であり、本件委託契約においては、単に相談件数や相談内容等だけでなく、開所日や開所時間、相談員の配置人数等が仕様書の内容に合致したものであるか否かを確認することができる実績を業務月報	指摘事項に対し、以下のとおり措置を講じた。 1. 令和 7 年度の委託契約について 契約期間途中であったことから、契約相手方と協議簿を取り交わし、基幹相談支援センターの開所日や開所時間、相談員の配置人数等の実績を記載項目として設けた「運営報告書」を業務完了時に提出させることとした。令和 8 年 3 月 31 日に当該運営報告書の提出を受け、適切に履行確認を行った。 2. 令和 8 年度の委託契約について 仕様書に定める提出書類である「業務月報」の中に、開所日や開所時間、相談員の配置人数等の実績を記載する項目を加えた。当該業務月報に基づき、適切に履行確認を行っていく。 （市長から通知のあった日：令和 8 年 6 月 23 日）

に記載させ、履行確認をすることが必要であるところ、それがされておらず不十分である。 よって、業務月報の中に、開所日や開所時間、相談員の配置人数等の実績を記載する項目を加えるなどの改善を図り、履行確認をするに当たって必要十分な書面の提出を受けられたい。	
---	--